

令和8年2月12日

第2回新潟県国民健康保険運営協議会

資料2

令和8年度新潟県国民健康保険事業費納付金について

令和8年2月12日



新潟県福祉保健部 国保・福祉指導課

1 はじめに

納付金算定方法

- 医療給付費等の見込額から、前期高齢者交付金・普通調整交付金等の公費等を減算し、県としての納付金を算出

《納付金算定のイメージ》

総額 約1,846億円 (R8予算)

歳出	医療給付費 約1,440億円	後期、介護、子ども等 約406億円
歳入	納付金 約461億円	国の公費等（前期高齢者交付金、普通調整交付金等） 約1,385億円

- 医療給付費は、過去の伸び率に基づき推計

令和8年度本算定では、仮算定からより直近のデータ、仮算定時には示されていなかった令和8年度診療報酬の改定を踏まえて推計を行った結果、仮算定から3.71%の増加、令和7年度本算定からは2.60%の増加となった。

2 本算定結果（令和7年度本算定と比較）

《令和8年度国民健康保険事業費納付金》

下段は前年度本算定と比較

	令和8年度（本算定）		令和7年度（本算定）	
	総額（千円）	1人当たり（円）	総額（千円）	1人当たり（円）
医療分	29,410,917	83,663	30,957,513	84,064
	▲5.00%	▲0.48%	▲2.05%	+1.30%
後期高齢者 支援金分	11,918,807	33,905	12,080,745	32,805
	▲1.34%	+3.35%	▲0.70%	+2.69%
介護納付金分	3,580,552	33,067	3,716,260	34,581
	▲3.65%	▲4.38%	▲6.09%	▲3.24%
総額	44,910,276	127,753	46,754,518	126,961
	▲3.94%	+0.62%	▲2.04%	+1.31%
子ども・子育て 支援納付金分	1,149,881	3,477	-	-
	-	-	-	-

- 令和8年度(本算定)1人当たり納付金(子ども・子育て支援金分除く)の総額は、令和7年度(本算定)と比較し、若干の増加となったことから調整は行わないこととする。
- 令和8年度から、子ども・子育て支援納付金が徴収されるため、国民健康保険保健事業費納付金に、子ども分を新設。

2 本算定結果（令和8年度仮算定と比較）

《令和8年度国民健康保険事業費納付金》

	令和8年度（本算定） （下段はR8仮算定と比較）		令和8年度（仮算定） （下段はR7本算定と比較）	
	総額（千円）	1人当たり（円）	総額（千円）	1人当たり（円）
医療分	29,410,917	83,663	27,644,656	78,639
	6.39%		▲10.70%	▲6.45%
後期高齢者 支援金分	11,918,807	33,905	11,715,412	33,326
	1.74%		▲3.02%	+1.59%
介護納付金分	3,580,552	33,067	4,000,163	36,942
	▲10.49%		+7.64%	+6.83%
子ども・子育て 支援納付金分	1,149,881	3,477	1,052,162	3,181
	9.29%		-	-
総額	46,060,157	131,024	44,412,393	126,337
	3.71%		-	-

- 仮算定時には示されていなかった、令和8年度診療報酬の改定を踏まえて推計を行った結果、令和8年度の保険給付費が仮算定時から増加したため、納付金についても、仮算定時から増加している。

3 標準保険料率

- **標準保険料率** 一定の方式で算定した標準的な保険料率を示すことにより、都道府県間や市町村間の比較を可能にし、保険料水準の「見える化」を図るもの

【都道府県標準保険料率】

都道府県間の保険料水準を比較するため、全国统一の基準（2方式）で算定した当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表すもの。

【市町村標準保険料率】

都道府県内の市町村間の保険料水準を比較するため、都道府県統一の基準で算定した市町村毎の保険料率の標準的な水準を表すもの。

《令和8年度都道府県標準保険料率》 ()内は前年度

区 分	所 得 割	均等割	
		均等割額	18歳以上均等割額
医 療 分	6.72% (6.80%)	41,440円 (41,075円)	-
後期高齢者支援金分	2.93% (2.91%)	17,960円 (17,138円)	-
介護納付金分	2.39% (2.63%)	17,043円 (18,901円)	-
子ども・子育て支援納付金分	0.28% (-)	1,744円 (-)	61円 (-)